

高津発 日本改革!

ほりぞえ健^{けん}ニュース

2004年11月号 No.18

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

地方分権と12月議会

川崎市議会議員 ほりぞえ健^{けん}

【事務局】

こここのところ、三位一体改革を中心に、地方分権に関する報道が連日のように行われていますね。

【堀添】

そうですね。国の平成17年度予算案の策定の中で、国と地方との役割分担をどのように行っていくのか、という議論が行われています。全国知事会等、地方六団体による分権改革案のとりまとめがされましたが、並行して全国の13政令指定都市も、まとめて国や主要政党等への働きかけを行っています。私も先日、川崎市の代表として他市とともに、民主党国会議員団との懇談を行いました。基本的に、地方分権に対する民主党の立場は、私たち地方自治体の考え方と同じ方向性を向いていますので、国と地方が各々責任を持って運営できる仕組みづくりを早急に実現するよう、国と地方の両方で活動を強めていくことを改めて確認致しました。

【事務局】

川崎市の代表として、どのような要望をお伝えしたのですか。

【堀添】

前もって財政局の担当課長から、川崎市としての政策要望事項、たとえば神奈川口構想の推進ですとか、国民健康保険の国庫補助負担割合を他市並に引き上げること、等についてレクチャーを受けていましたので、それらについては、事前に先方にお伝えし、当日はむしろ根本的な国と地方とのあり方について、重点的に発言を致しました。私自身、現在の

政府が進めている三位一体改革の一番の問題は、国と地方の責任分担、果たすべき役割をどのように整理する必要があるのか、といった議論がそっくり抜け落ちている点であると考えています。ですから、単に国と地方の税源、権限争いであるかのように見えてしまう。そうではなくて、現在のようにいったん税金を国にあつめ、それを地方に配分する過程で、さまざまな利権や既得権益と結びついてしまっている構造、地域の要望にかかわらず無駄に税金が浪費されてしまう構造、この構造自体を変えることが地方分権の本来の目的であるはずです。

国の各官庁の分権試案を見ると、中央官庁の利権にかかわるような補助金は、おもしろいように分権対象からはずされています。このこと一つをとっても、地方分権についても、道路公団や郵政民営化と同様、ふたをあけてみたら焼け太りしていた、ということになりかねないと強い危惧を感じています。

【事務局】

地方分権に関しては、12月議会でも自治基本条例が提案されますね。

【堀添】

そうですね。この条例は、地域における最高規範として、基本的なあり方やルールを定める条例です。常設型の住民投票制度が規定されていることも特徴の一つですが、やはり本市自治基本条例の一番のポイントは、130万の人口をかかえる大都市として、地域内の分権についても明確に規定している点です。区役所を単



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学2年)の3人家族

なる窓口としてではなく、地域の拠点として位置づけている点や、区長の役割を明記していることなど、全国の政令指定都市の中で初めて制定される自治基本条例として、今後、モデルとなっていくのではないかと思います。

【事務局】

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2004年11月18日)

災害義援金ご支援のお願い

新潟県中越地震や各地の台風による被災者の救援、被災地の復旧支援を目的に、災害義援金募金活動を行っています。

【銀行振替】

三井住友銀行 溝ノ口支店

普通7021416

民主党神奈川第18区総支部災害義援金係

12月定例議会における主な議題

会期予定：平成16年11月29日～12月22日（24日間）

議案・報告の概要について

条 例：「川崎市自治基本条例の制定について」他、計18件。
事 件：「川崎市基本構想について」他、計7件。
和 解：訴訟上の和解等、計13件。
補正予算：「平成16年度川崎市高速鉄道事業会計補正予算」他、計4件。
報 告：「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の1件。

主な議案の概要について

「川崎市自治基本条例の制定について」

川崎市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会および市長等の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等、川崎市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的として制定するもの。施行予定期日は平成17年4月1日。

「川崎市基本構想について」

現行基本構想（平成4年制定）制定以降の社会経済環境の変化に適切に対応し、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、新たな基本構想を定めるもの。

「川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」

専門的知識経験等が必要とされる業務に従事させるために、任期付で一般職の職員を採用するための制度を整える条例。区行政改革検討委員会の報告に基づき、行政区の区長職についても、この条例に基づく任期付職員を充てることを検討中。公布の日から施行予定。

「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

関連する審査機関を整理統合するとともに、実施機関の職員等に対する罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、又は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を新たに定めるもの。施行予定日は平成17年4月1日。

「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

「川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について」

「川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

「川崎市病院局企業職員定数条例の制定について」

「川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

「川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

現行職員定数条例制定後の職員配置の見直しや病院局を新たに設置することに伴い、職員定数の調整を行うもの。

市長部局、議会事務局、行政委員会事務局、消防職員	14,430人から2,294人減。
病院局（新設）	1,201人増。
水道局	1,166人から197人減。
交通局	931人から162人減。
合 計	16,527人から1,452人減。

「川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例」

高津区久地地区における地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する事項を定めるとともに、黒川地区地区計画の区域内における建築物に係る制限を変更する条例。公布の日から施行予定。

「生田緑地（ばら苑及び周辺地域）用地の取得について」

当該用地のうち15,625m²を地権者から10億円で買い入れるもの。

新潟県中越地震における川崎市の対応

10月23日に発生した新潟県中越地震は、M6.8、震度7の直下型地震であり、新潟県内で多くの被害が発生いたしました。川崎市では、総務局危機管理室が中心となり、災害発生直後にヘリコプターを中心とした消防局航空隊を派遣するなど、被災者救助、復旧のために現在まで引き続き支援活動を行っています。市議会では、私も所属する総務委員会（危機管理室を所管）での審議をはじめ、被災者および被災地の復興支援のために川崎市としてできることはなにか、また、今回の地震をふまえ本市の防災体制に見直すべき点はないのか、という2つの視点で議論を行っています。

【川崎市職員派遣状況】

(10月24日～11月20日現在までの中間集約状況)

10月										11月										支援活動	派遣人員									
24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			13	14	15	16	17	18	19	20	
■																													ヘリコプター派遣(情報収集用)	4
	■	■	■																										ヘリコプター派遣(情報収集用)	5
				■	■	■	■	■	■																				緊急消防援助隊	27
■	■	■	■	■	■																								応急給水活動	8
	■	■	■	■	■	■																							応急給水活動	9
				■	■			■	■	■	■																		応急給水活動	9
								■	■	■	■	■																	応急給水活動	9
												■	■	■	■	■													応急給水活動	6
																	■	■	■										応急給水活動	7
								■	■	■	■																		応急復旧活動	12
	■	■	■	■	■	■																							被災建築物応急危険度判定	6
								■	■	■	■	■																	被災建築物応急危険度判定	5
				■	■	■	■	■	■																				保健婦によるメンタルケア	3
								■	■	■	■	■																	保健婦によるメンタルケア	3
												■	■	■	■	■													保健婦によるメンタルケア	3
																	■	■	■	■									保健婦によるメンタルケア	3
																						■	■	■	■				保健婦によるメンタルケア	3
																									■	■			精神科医師によるケア活動	9
				■	■	■	■	■	■	■	■	■																	下水道被災調査	5
				■	■	■	■	■	■	■	■	■																	下水道被災調査	6
								■	■	■	■																		下水道被災調査	1
												■	■	■	■	■													下水管内調査	4
																	■	■	■	■									下水管内調査	1
12	8	8	28	36	61	64	64	69	76	49	44	41	22	13	14	23	20	14	7	6	3	3	3	6	3	11	11	(日別合計派遣人員)		

【川崎市の主な支援物資、見舞金・義援金】

10リットル入給水用ビニール袋	3,000枚
500ミリリットル飲料水	5,000本(神奈川県経由)
紙おむつ	1,000枚(神奈川県経由)
トイレット・ペーパー	6,000本
土嚢袋	600袋(神奈川県経由)
防水シート	40枚(神奈川県経由)
見舞金(川崎市)	500,000円
見舞金(日本赤十字社川崎市地区本部)	500,000円
義援金(日本赤十字社川崎市地区本部)	12,252,187円(11月18日までの集計)
義援金(川崎市議会)	1,000,000円

第16回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともって変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

**第16回 11月28日 午後1時半～ てくのかわさき
「川崎市の位置～13政令指定都市の中で」**

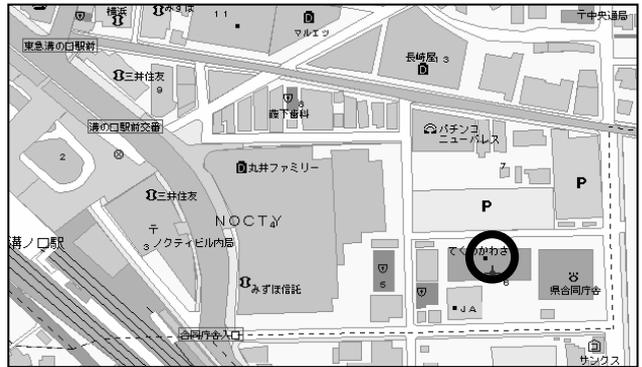
(※) 会場が変更となりましたのでご注意ください。

**第17回 12月23日 午後1時半～ 高津市民館
「川崎市の防災～大規模災害発生時の対応」**

日時：2004年11月28日(日)
午後1時半から4時まで。

場所：てくのかわさき

溝の口駅徒歩5分
溝口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までお気軽にご連絡ください。(電話855-1479)

連載コラム 川崎と高津の地名 (No.2) 参考：日本地名研究所編「川崎の町名」

「高津」の由来

高津区は川崎市の中央に位置し、東側半分が多摩川の沖積低地、西側半分が丘陵地、台地となっています。縄文時代の貝塚や多くの古墳もあり、非常に早い時期に大和朝廷の支配下に組み入れられていたと考えられています。江戸時代の初期には現在の字名を持つ村々があり、明治22年の市制・町制施行とともに、高津村(溝口、二子、久本、久地、下作延、諏訪河原、北見方、坂戸)、橋村(久末、末長、新作、子母口、明津、蟹ヶ谷、千年)ができました。なお、梶ヶ谷、野川は宮前村の、上作延、向ヶ丘は向丘村の一部となりました。また、明治45年には、東京府北多摩郡砧村や荏原郡玉川村の一部が高津村に編入され、それぞれ宇奈根、瀬田、下野毛となりました。高津村は昭和3年に高津町となり、昭和12年に川崎市に編入されま

した。橋村も同年、川崎市に編入され、翌年には宮前村、向丘村も川崎市に編入されました。意外にも、明治22年の市制・町制施行以降でも、半分近くの期間は高津町(村)、橋村、宮前村、向丘村としての歴史であったわけです。

昭和47年に川崎市が政令指定都市となると、川崎市に5つの行政区が設置されました。高津区は、現在の宮前区のエリアを含めた行政区となりましたが、人口増加に伴い、昭和57年に分区が行われ新たに宮前区が誕生しました。その時に野川と梶ヶ谷の一部が分割され、高津区に残りました。なお、現在でも宮前区には「高津区〇〇」といった表札も多く残っています。

「高津」という地名も「川崎」と同様に諸説あり、大阪高津宮付近の景観に似ていると主張した諏訪の黒伝八によるという説や、上流の渡し場を意味する高津にちなむという説があります。

奈良県で、また痛ましい事件が起きた。最も弱い立場の子どもの標的にされたことに、本当に怒りを覚える。昨年一月から十月に統計だが、十五歳以下の子どもを狙った連れ去り事件は全国で二六件(未遂含む)、被害者は一三六人に上ると言う(警察庁調べ)。風聞でも子どもを一人歩きさせるのが不安な状況だ。こうした事件を防ぐため、ランドセルにICタグをつけ、登下校の時間を保護者に知らせる取り組みを始め、小学校も協力し、十一月には、メーカ1社の警備会社が協力し、GPS(全地球測位システム)用端末を取り付けたランドセルが発売された。これにより、子どもの居場所を携帯電話やパソコンで確認できる。また、保護者が緊急と判断して、警備センターに通報すると、警備員が駆けつけるサービスも加えることができる。しかし、こうした技術も万全とは言えない。ランドセルを捨てられてしまったらお手上げである。今回の事件でも、GPSの携帯電話は途中電源が切られたか圏外に置かれた。子どもを守ることはできなかった。昨年起き高津の幼児誘拐事件でも、監視カメラによって犯人を特定、逮捕することはできなかった。犯罪の防止や抑止の手段にはなっていない。これらがはらむプライバシー侵害などの問題はひとまず置くとしても、こうした機器は補助的あるいは事後の手段としてとらえるべきだろう。いくら犯人が逮捕されても、失われた命は戻らない。だから、まず犯罪が大きくなる前に、地域における人と人とのつながりを回復強化し、子どもを見守る大人の目を増やすことが、遠回りに見えても有効ではないだろうか。同時に、それが「監視」や、少し違うところがある人の「排除」にならないように配慮も必要で、とても難しい課題でもある。こうした事件では、加害者自身も、周りから愛され大切にされてこなかったケースも多いため、彼(彼女)を「異常」と決めつけて切り捨てたのではなく、彼らが育ってきた社会的背景を冷静に検討し、温かな関心をお互いに寄せ助け合っ地域社会をつくることの大切さをあらためて感じる。(事務局ゆ)